

ID: 463

担当部署: 上下水道室 業務課 業務係

処分の概要	分担金の徴収猶予		
例規名 根拠条項	名寄市個別排水処理施設条例 第20条		
例規番号	平成18年条例第201号		
<p>【根拠条文】 (分担金の徴収猶予) 第20条 管理者は、受益者が災害、盗難その他の事故が生じたことなどにより、分担金を納入することが困難であると認めた場合は、分担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び名寄市個別排水処理施設条例施行規程第14条の規定による。 (分担金の徴収猶予) 第14条 条例第20条の規定による分担金の徴収猶予を受けようとする者は、管理者に申請しなければならない。</p> <p>2 管理者は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、当該受益者に通知する。</p> <p>3 徴収猶予の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 災害・盗難その他の事故については、その状況により2年以内の期間を猶予</p> <p>(2) 管理者がその状況により、特に徴収猶予の必要があると認めた場合については、管理者の認定する期間を猶予</p> <p>4 前項の場合において、その金額を適宜分割して納付し、又は納入すべき期日を定めることができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和5年7月28日